

平成27年4月2日

ロータリー雑誌月間

2015年税制改正関連法が31日に参院本会議で可決、成立しました。2015年に予定していた消費税率10%への引き上げを1年半延期し、2017年4月とすることが確定しました。「景気条項」を削除し、景気情勢次第でさらに先送りすることができなくなりました。

4月はロータリーでは雑誌月間になっています。RIの公式雑誌「ザ・ロータリアン」および世界31の地域雑誌の購読と活用促進に役立つプログラムを実施する月間です。「ロータリーの友」など、ロータリーの雑誌に対する会員の認識を深め、それによってロータリーの情報の普及を図ることが目的です。

クラブはこの月間中に雑誌に関するプログラムを実施しなければなりません。チェスリー・ペリー国際ロータリー初代総長によって創刊された「ザ・ナショナル・ロータリアン」、これは1912年に「ザ・ロータリアン」に改称されましたが、発刊された1911年1月25日を含む1週間を雑誌週間としていましたが、1978-79年度から雑誌週間は4月に移され、1983-84年度に特別月間として、4月がロータリー雑誌月間に指定されました。

「2013年手続要覧」の「国際ロータリークラブ細則」第20条の「機関雑誌」の項では各会員は会員身分を保持する限り、RIの機関雑誌または国際ロータリー理事会から本クラブに対して承認並びに指定されている地域的な雑誌（日本では「ロータリーの友」）を購読する義務者と定めています。すなわち、ロータリーの友の購読は、ロータリアンの三大義務である「例会の出席」「会費の納入」「ロータリー雑誌の購読」の一つであります。

責務とは、ロータリアンがロータリーから何を得るのか、およそロータリーのために何をしたかにかかっています。会員としての義務規定の多くは、ロータリー活動に全面的に参加し、その体験を楽しむことを目的に定められています。

日本の公式機関誌「ロータリーの友」は1953年（昭和28年）1月に創刊されました。創刊当初は3300部、62年後の2014年7月号では約9万5200部で、今年の4月号では通巻748号になっています。

「ロータリーの友」の名前は岐阜クラブの遠藤健三氏の名称が採用されましたが、その由来は当時の女性雑誌「主婦の友」にあやかって命名されたと言われてはいますが、「ビールの友」からきているという説もあるそうです。

幅広い奉仕をするために、自分の所属するクラブばかりでなく、自分のクラブのある地区ばかりでなく、そして、自分の国ばかりでなく、世界中のクラブの活動やロータリアンのことを知らなければなりません。もちろん、世界の各地に出かけて、多くのロータリアンに会い、いろいろな活動を見るのが一番いいのですが、それは簡単にできることではありません。ロータリーの雑誌を通して、幅広く情報を入手し、それを実際の活動に活かして欲しいと思います。

本日は「ロータリーの友」についてお話をしました。

次年度から4月は、「母子の健康月間」になります。

これで会長の時間を終わります。ありがとうございました。